

G-MISによる定期報告（薬局機能情報の報告）及び取扱処方箋数の届出について

～令和7年1月から3月までの間に令和6年分の報告・届出を行ってください～

○報告等の対象となる薬局

G-MIS※による定期報告 … 1	すべての薬局
取扱処方箋数の届出 … 2	1日平均取扱処方箋枚数が40枚を超え、また、前年において業務を行った期間が3か月以上の薬局

※G-MIS（ジームス）は、薬局機能情報を報告及び公表するためのシステムです。

1 G-MISによる定期報告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第8条の2第1項及び第2項により、薬局開設者は、薬局機能情報を県へ報告し、その情報を公表しなければなりません。

G-MISによる定期報告の操作手順

- ① 次のとおり検索し、G-MIS ログインのページにアクセスし、ユーザ名とパスワードを入力し、ログインする。

G-MIS ログイン



 で検索（URL <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>）
- ② 「G-MIS」→「薬局機能情報提供制度」→「定期報告」の順に選択。
- ③ 入力項目ごとに表示される、青字の「入力」ボタン → 各項目について入力する
※「2.2実績、結果等に関する事項」は、前年報告分から変更が生じる箇所ですので、注意してください。
- ④ 入力項目の入力状況がすべて「入力完了」になったことを確認。
- ⑤ 画面右上の「報告」ボタン→確認メッセージの「OK」ボタンを選択し、完了させる。
※⑤の手順を踏まないと、報告完了となりませんので必ず行ってください。

※入力項目の説明やG-MISの操作方法の詳細は、熊本県ホームページ（ページ番号：169488）に掲載しております。「G-MIS 熊本県」で検索してください。

※原則、薬局機能情報の報告はG-MISにより行うものですが、難しい場合は紙媒体で報告となりますので、熊本県薬務衛生課までご連絡ください。

2 取扱処方箋数の届出

薬機法施行令第2条の13により、薬局開設者は、前年の総取扱処方箋数等を届け出なければなりません。次の方法により報告をお願いします。

熊本市外の薬局	LoGo フォームによる報告又は紙媒体で管轄保健所へ提出 フォーム名称：令和6年分取扱処方箋数の届出 URL https://logoform.jp/form/x4b6/792232 
熊本市内の薬局	LoGo フォームによる報告又は紙媒体で熊本市保健所へ提出 フォーム名称：【薬局】（熊本市）取扱処方箋数届書 URL https://logoform.jp/f/3m1Q2 

問合せ先

G-MISによる定期報告・熊本市外の取扱処方箋数の届出について

→ 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班 096-333-2242

熊本市内の取扱処方箋数の届出について

→ 熊本市保健所 医療対策課 薬務班 096-364-3186